

町・県民税と所得税の申告

2月1日から受け付け

きます。

また、勤務していた会社などから源泉徴収票が発行されなかつた場合でも、毎月の給与

明細などにより対応できる場合もありますので、ご持参ください。

■日程は地区ごと振り分け

申告日程は左表のとおりですが、対象地区については『実際に居住している地域』ではなく『住民登録している地域』に対応する期日での申告をお願いします。特に今回は、震災の影響で住民登録している地区と居住する地区とで相当数の違いがある

平成24年度の町・県民税(兼国民健康保険税)と所得税(平成23年分)の申告受け付けを、左表の日程により行います。

申告が必要な人は、平成24年1月1日現在で本町に住所がある人(幼児や児童生徒は除く)です。各種税務証明や国民健康保険税の軽減判定資料にもなりますので、昨年の収入のある無しにかかわらず、

申告してください。

■書類を紛失した場合は

申告の際には、収入や経費などに必要な書類を持参してください。ただし、震災の影響により申告に必要な書類が紛失・流した場合でも、今回の申告については、紛失した書類の内容をメモ書きしたものや本人からの申し出、前年分の申告の状況などによって申告することがで

◆受け付け日程

月 日	対象地域	会 場
2月1日(水)	白山、石峠	豊間根生活改善センター
2日(木)	勝山、八千代	
3日(金)	田名部、新田、上豊間根	
6日(月)	曾根、内構、島田、長内、羽々の下	
7日(火)	上下野、下下野、福土、馬鞍、船石、那智畑、繫	
8日(水)	豊間根地区の仮設住宅に入居している方	
10日(金)	田の浜1～8	船越防災センター
13日(月)	田の浜9～15	
14日(火)	船越1～7	
15日(水)	船越8～13	
16日(木)	船越14～18	
17日(金)	大浦全域	
20日(月)	大沢、織笠、山田地区の給与所得者で雑損控除のみの申告の方	中央公民館(小ホール)
21日(火)		
22日(水)	大沢(袴田、川向、新開地)	
23日(木)	大沢(山谷、上条、中条)	
24日(金)	大沢(下条、浜川目)	
27日(月)	森、上	
28日(火)	細浦、跡浜	
29日(水)	馬指野、中野、猿神、礼堂、外山、落合、白石、田子の木	
3月1日(木)	関谷、関口、内野	
2日(金)	長崎一丁目、長崎二丁目	
5日(月)	長崎三丁目、長崎四丁目	
6日(火)	飯岡第2～6、7～10地割	
7日(水)	柳沢、沢田	
8日(木)	北浜町	
9日(金)	境田町、飯岡第1地割	
12日(月)	川向町	
13日(火)	中央町	
14日(水)	八幡町	
15日(木)	後楽町、飯岡第13地割	

※表の対象地域の見方は、実際に居住している地域ではなく、住民登録をしている地区です(2月8日の豊間根地区仮設住宅入居者を除く)。

◆問い合わせ

町税務課町民税係(☎82-3111内線11-1112)へどうぞ。

※受付期間中(2月1日～3月15日)は、役場の税務課窓口

では申告を受け付けませんので、申告会場へお越しください。

3時

▽受付時間 午前8時半～午後

い日にお越しください。

お願いいたします。

なお、指定された会場で申告できない場合には、別の会場でも受け付けますので、都合の良い日にお越しください。

ることから『住民登録している地区』の人口で均等になるよう調整していますので、ご協力をお願いします。